



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月4日金曜日 第2097号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	792
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	792
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	792
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	794
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	795
道路の区域変更(県道新居浜港線).....	795
道路の区域変更(県道伊予川内線).....	795

道路の区域変更(県道八倉松前線).....	795
道路の区域変更(県道砥部伊予松山線).....	796
開発行為に関する工事の完了(2件).....	796
土地改良区役員就退任の届出.....	796
道路の供用開始(県道宇和島下波津島線).....	796
道路の供用開始(県道八幡浜宇和線).....	797

### 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....	797
---------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1118号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101315	特定非営利活動法人さなえ	松山市一番町一丁目14番地7	小川 純 人	就労移行支援	さなえワークス南久米	松山市南久米町226-1	平成21年8月1日
3810101455	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997-1	夏井 幹 夫	居宅介護	済生会介護支援センター姫原	松山市姫原一丁目1656番地	平成21年8月1日
3810101455	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997-1	夏井 幹 夫	重度訪問介護	済生会介護支援センター姫原	松山市姫原一丁目1656番地	平成21年8月1日

### ○愛媛県告示第1119号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810100887	有限会社ほくと	松山市堀江町567番地1	田中 孝 二	居宅介護	居宅介護支援サービスすずらん	松山市久万ノ台89番地	松山市堀江町567番地1	平成21年7月7日
3810100887	有限会社ほくと	松山市堀江町567番地1	田中 孝 二	重度訪問介護	居宅介護支援サービスすずらん	松山市久万ノ台89番地	松山市堀江町567番地1	平成21年7月7日

### ○愛媛県告示第1120号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成21年7月21日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )

( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第6号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第10号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1 省略					
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合にお	年 <u>1</u> 分 <u>1</u> 厘 <u>5</u> 毛	年 <u>9</u> 厘 <u>5</u> 毛	年 <u>1</u> 分 <u>1</u> 厘 <u>5</u> 毛	年 <u>1</u> 分 <u>1</u> 厘 <u>5</u> 毛	年 <u>9</u> 厘 <u>5</u> 毛

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第6号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号から第10号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1 省略					
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合にお	年 <u>1</u> 分 <u>1</u> 厘 _____	年 <u>9</u> 厘 _____	年 <u>1</u> 分 <u>1</u> 厘 _____	年 <u>1</u> 分 <u>1</u> 厘 _____	年 <u>9</u> 厘 _____

けるその漁船の改造 に必要な資金				
3～8 省略				

けるその漁船の改造 に必要な資金				
3～8 省略				

○愛媛県告示第1121号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

永久

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を町道永久線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上浮穴郡 久万高原 町	二名	甲233	1号
		乙479番6	2号
		乙480番2	3号
		乙478番3	4号
		甲218番1	5号
		甲219番	6号
		乙478番1	7号
		乙474番	8号
		甲211番	9号
		甲209番	10号
		乙471番	11号
		乙467番	12号
		乙472番	13号
		甲170番1	14号

本谷C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱1号を一般県道大洲保内線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	平野町平地	5158番	1号
		5145番1	2号
		乙848番	3号
		5146番	4号
		乙854番2	5号
		乙931番4	6号
		乙944番1	7号
		乙946番1	8号
		乙949番1	9号
		乙946番1	10号
		5004番1	11号
		5007番	12号

	5024番2	13号
	5107番	14号
	5114番	15号
	5114番	16号
	5115番1	17号
	5115番2	18号
	5141番	19号

ワキ

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を町道湊浦伊方越線南側官民境界線で結んだ線、標柱11号と標柱13号を法定外水路西側官民境界線で結んだ線、標柱13号と標柱14号を里道南側官民境界線で結んだ線、標柱14号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を町道湊浦伊方越線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱				
西宇和郡 伊方町	湊浦	梶谷	1420番1地先	1号				
			1439番	2号				
			1399番1	3号				
			1399番1	4号				
			1456番2地先	5号				
			1451番地先	6号				
			1451番	7号				
			936番1	8号				
			936番1	9号				
		小中浦	片神	甲398番	10号			
				甲393番1	11号			
				甲387番地先	12号			
				湊浦	片野	909番2地先	13号	
						片神	898番1地先	14号
							梶谷	939番
						938番	16号	
				1428番地先	17号			

田之浦A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を町道亀ヶ池線南側官民境界線で結んだ線、標柱11号と標柱12号を結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
西宇和郡 伊方町	二見	田ノ浦	甲2809番1	1号
			甲2807番1地先	2号
			甲2806番1	3号
		池ノ向	甲2787番	4号
			甲2787番	5号
			甲2787番地先	6号

		甲2793番 1	7号
		甲2797番 4	8号
		甲2797番 1	9号
		甲2797番 1	10号
	田ノ浦	甲1257番 1	11号
		甲1257番 2	12号

		サコ	甲440	8号
		サコ	甲458番 4	9号
	丸穂町 1丁目		甲456番 7	10号
			甲456番 7	11号

丸穂D

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を市道大宮町1号線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
宇和島市	丸穂町 1丁目		甲311番 5	1号	
			甲286番 1	2号	
			甲285番 1地先	3号	
	丸穂 丸穂町 1丁目 丸穂	新田	甲317番 1	4号	
			甲314番 1地先	5号	
			駄場	甲432番 1	6号
				甲431番 1	7号

○愛媛県告示第1122号

新居浜市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・柳谷上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

- 縦覧に供すべき書類の名称  
市営土地改良事業（ため池等整備事業・柳谷上地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成21年9月7日から10月7日まで
- 縦覧場所  
新居浜市役所

○愛媛県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜港線	新居浜市政枝町二丁目386番5から 同本郷一丁目864番5地先まで	旧	メートル 6.7~10.9	キロメートル 0.794	
			新	6.7~10.9 20.0~28.5	0.794 0.521	
"	"	新居浜市滝の宮町乙54番6から 同滝の宮町乙18番7まで	旧	8.0~34.2	0.111	
			新	20.0~34.2	0.111	

○愛媛県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予川内線	伊予市上三谷甲846番2から 同市上三谷甲801番6まで	旧	メートル 15.5~20.5	キロメートル 0.183	
			新	15.5~33.0	0.183	

○愛媛県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	八倉松前線	伊予郡松前町大字鶴吉659番1地先から 同大字657番1地先まで	旧	メートル 9.5~12.5	キロメートル 0.155	
			新	9.5~26.5	0.155	

○愛媛県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	伊予市下三谷762番6から 伊予郡松前町大字永田96番1地先まで	旧	メートル 4.3~40.0	キロメートル 1.580	
			新	8.8~35.0 4.3~40.0	2.949 1.580	

○愛媛県告示第1127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年9月4日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建（開）第26号 平成21年8月25日	伊予市上三谷字遊塚甲2767番5、甲2767番8及び甲2767番9	伊予市宮下1325番地1 ビーライン宮下101 田中毅

○愛媛県告示第1128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年9月4日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建（開）第27号 平成21年8月25日	伊予市上吾川字六反甲1986番1	伊予郡松前町西高柳111番地1 増見美枝子

○愛媛県告示第1129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年9月4日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大森隆雄	大洲市徳森2599番地の2

○愛媛県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字外ヶ浦甲754番4から 同町北灘字外ヶ浦甲753番15まで	平成21年9月4日

## ○愛媛県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田2番耕地32番4から 同市五反田2番耕地67番13まで	平成21年9月4日

---

公 告

---

## ○公 告

**砂利採取業務主任者試験の実施について**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成21年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成21年9月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）
- 2 試験の日時  
平成21年11月13日（金）10時
- 3 受験願書の提出期間  
平成21年10月13日（火）から同月22日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先  
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地进行を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所